



立命館大学 国際交流センター

日仏の視点から障害を考える —福祉政策と社会参加—

3月10日（木）、3月11日（金）、3月12日（土）



3月10日(木)

障害者と社会運動

Session 1. 16時～18時(日本)

・ TATEIWA Shinya 立岩真也 立命館大学社会学教授

人命の特別を言わず*言う

現在、優生保護法のもとでなされた強制不妊手術の被害者による訴訟が全国で行われている(この法律の撤廃のきっかけを作った安積遊歩との対談の本を2022年に出版予定)。今のところその結果ははかばかしいものではないが、それでも、当時の実態についていくらかのことは明らかになりつつ、私たちもそれになんらかの寄与ができればと考えている。そうした研究・活動が大切である。ただそれとともに、人命の扱いについて何を私たちは間違えたのかを考える必要があると考える。私はその作業を立岩[1997]で行なった(その第2版が立岩[2013])。そして、「障害者は病人ではない」という主張を受け入れつつ―病人とされることで障害者の運動から遠ざけられてしまった(今ようやく繋がりつつある)人たちのことについて立岩[2018b]―、いくらか混乱している議論を整理し、例えば「障害者であり病人であることもある」こと立岩[2018a]で述べた。そして、今また、人の命の肯定・否定について議論を整理し、私の考えを示そうとしている(立岩[2022])。例えば、ピーター・シンガーは障害者運動によって批判されたが、そのことは多くの人たちに知られず、動物を擁護する人として肯定的に評価される。それはよくないと私は考える。歴史を記録し記憶することと、思考を進めること、両方が同時に必要なのだ。

参考文献

立岩 真也 1997 『私的所有論』, 勁草書房→2016 [On Private Property, Kyoto Books](#)

――― 2018a 『不如意の身体―病障害とある社会』, 青土社

――― 2018b 『病者障害者の戦後―生政治史点描』, 青土社

――― 2022 『人命の特別を言わず*言う』, 筑摩書房

・ Isabelle VILLE イザベル・ヴィール 社会科学高等学院社会学教授

フランスにおける障害者運動と障害政策、保護と解放の間で

本発表はフランスにおける障害者運動の 2 つの波（20 世紀初頭と 1970 年代の動員）と運動の国際化・国際障害者政策に運動の与えた影響を分析する。障害の歴史における「保護」と「解放」の間の矛盾を主張し、その矛盾をどうやって超えるか論じる。

・ **TSUCHIYA Yō, 土屋葉** 愛知大学社会学教授

日本における障害女性の困難と社会運動

障害のある女性は、障害があり女性であることにより、複合差別を受けるリスクが高い。DPI 女性障害者ネットワークによる調査は、36%の人が性的被害を受けた経験があったことなど、深刻な差別の実態を明らかにしている。すでに 1970 年代後半の障害者運動が、障害のある女性をエンパワメントしてきたことが指摘されている。一方で、セルフヘルプ・グループへの参加は、必ずしも彼女たちの問題を解決しない（たとえば、不十分な情報しか得られなかったり語ることができなかったりする）という指摘もある。本報告では、障害のある女性たちが語る生活史から、彼女たちが生きる上での困難および、困難にいかに対処してきたかを、障害者運動とのかかわりでみていきたい。

参考文献

- DPI 女性障害者ネットワーク編, 2012, 『障害のある女性の生活の困難: 人生の中で出会う複合的な生きにくさとは 複合差別実態調査報告書』.
- Goto, Yuri, Yo Tsuchiya, and Naoko Kawaguchi, 2019, "Research on the Difficulties of Women with a Mental Illness and the Role of Self-help Groups," the Workshop on Disability Research and Social Inclusion & 2019 East-Asia Disability Studies Forum.
- Schiek, Dagmar and Anna Lawson eds. 2013, *European Union non-discrimination law and Intersectionality : Investigating the Triangle of Racial, Gender and Disability Discrimination*, Ashgate.
- 瀬山紀子, 2001, 「日本に於ける女性障害者運動の展開(1): 70年代から80年代後半まで」, 『女性学』8:30-47.
- 土屋葉, 2018, 「障害女性であるゆえに、悩みはつきない」: 語りから読み解く障害のある女性の「生きづらさ」(1) 『文学論叢輯』155, 1-22.

Session 2. 11h30 – 13h30 (France) / 18 時 30 分 ~ 20 時 30 分 (日本)

・ **Jérôme BAS ジェローム・バ** パリ社会学政治学研究所研究員 (社会学)

五月革命以降の抗議する障害者のミクロコスモス

1970年代の政治・思想的背景において、文化資本のある若い身体障害者が動員し、怒りを表して国家・メディア・団体が伝える支配的な障害者像に反抗しようとする。本発表はその運動の起源（特に1960年代の学生運動の影響）を分析し、現在の「障害」という概念の変容にどのような影響を及ぼして来たか述べる。

・ **TANAKA Emiko 田中恵美子** 東京家政大学社会学教授

障害者の自立生活運動の多様性-重度身体障害者から重症心身障害者、知的障害者へ

日本における障害者の自立生活運動は、1970年代に始まった障害者解放運動とアメリカの自立生活運動の影響を受け、1980年代に始まった。自己決定、自己選択、自己責任や失敗の権利といった自由主義的な考え方をベースとし重度身体障害者が中心となって展開してきたため、重度知的障害者や重症心身障害者は理念的にその対象から排除されたが、実際には1990年代後半から徐々に自立生活を展開してきた。調査結果を元に後者の特徴を報告する。

参考文献

- 寺本晃久 岡部耕典 岩橋誠治 末永弘 2008 『良い支援?』生活書院
- 寺本晃久 岡部耕典 岩橋誠治 末永弘 2015 『ズレてる支援!』生活書院
- 田中恵美子 2018 「自立生活の多様性」試論：重症心身障害者の事例を通して『障害学研究 14』:35-53
- 三井さよ・児玉雄大 2020 『支援のてまえて-たこの木クラブと多摩の四〇年』生活書院
- 佐々木和子 廣川淳平 2021 『自立生活 楽し!!』解放出版社

・ **Ève GARDIEN イヴ・ガーディアン** レンヌ第2大学社会学准教授

ピアカウンセリングと社会運動-状況の定義という争点

ピア（仲間）の交換は、特定の方の人生をはるかに超えて、まれな経験を意味化する効果を拡張することができる。確かに、ピアサークルはまれな経験が相互に典型化されることができる社会的空間である（Berger&Luckmann、1966）。したがって、その経験が集合的に共有された視点になることができる。ピアの経験が生み出す知識が数万人の仲間によって相互に受けされた経験的知識を作り上げる。自立生活運動は良い例である。さらに、自立生活運動は、自立を目指す方が地域に出るように、

ピアサポートを中枢の 1 つにした。本発表は、まずピアサポートとは何かを説明する。次に、まれな経験を意味することとその効果を述べる。

3月11日(金)

障害と高齢化公共政策

Session 1. 16時～18時(日本)

・ **Pierre-Yves BAUDOT** **ピエール・イヴ・バド** パリドフィーヌ大学政治学教授

妥協のその後に？公共政策の形態の破壊と再構築：フランスにおけるの障害者福祉政策（2005～2022年）— 公共政策の構造変化

第二次世界大戦以来、他の西部諸国と同様にフランスでは、障害者のための政策が、協会に委任するメカニズムによって構築されてきた。このメカニズムは、経営者団体、政治的、行政的関係者との間の交換のシステムとして特徴付けることができる。こうしたメカニズムは結果的に障害を持つ人々を地域の排除をもたらす（障がい児・大人の専門施設、保護雇用など）。さらに、2005年以降、政府が障害福祉の場面で目的を達成するため困難に直面している。このメカニズムの構造と現在フランスで認識されている変化を報告する。

・ **SUGINO Akihiro** **杉野昭博** 東京都立大学社会学教授

日本の障害者福祉の展開と優生思想～障害者と家族の運動の視点から

日本の障害者運動による優生思想との闘いは、脳性まひ者の団体である青い芝の会による1970年代の胎児条項への反対運動がよく知られている。しかし、戦後日本社会において一貫して、優生思想の暴力にさらされているのは知的障害者である。知的障害と優生思想の関係をとらえるためには、障害者運動だけでなく親や専門家による活動にも目を配る必要がある。本報告では1960年の精神薄弱者福祉法制定をめぐる国会質疑において、「知的障害者の隔離と去勢」を主張する議員の声を取りあげ、その後の障害者福祉が優生思想に対抗する理念として「生命尊重」を掲げたことを述べる。さらに、1970年代の青い芝の会による運動も「生命尊重」の文脈で理解できることを示すとともに、彼らが看破した能力主義こそが、日本社会における優生思想の内実であることを述べる。

参考文献

- 荒井裕樹対談集『どうしてもっと怒らないの？』2019 現代書館

- 北浦雅子 2015 「重い障害の子どもたちが持つ可能性」NHK 戦争証言アーカイブス、戦後史証言プロジェクト 日本人は何をめざしてきたのか 2015年度「未来への選択」第6回 障害者福祉～共に暮らせる社会を求めて～

https://www2.nhk.or.jp/archives/shogenarchives/postwar/shogen/movie.cgi?das_id=D0001810399_00000 (2022年1月13日DL)

- 京都ダウン症児を育てる親の会 1998 「『出生前診断』についての意見」 京都ダウン症児を育てる親の会 (トライアングル) 会報 1998年4月号 <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/angle-3/Apr98-9.html> (2022年1月13日DL)
- 船後靖彦 2020 「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う『命の選別』への声明」 (2020年)
- 横塚晃一 2007 (1975) 『母よ！殺すな』復刻版 生活書院

- **Christophe CAPUANO クリストフ・カプアーノ** グルノーブル・アルペス大学歴史学教授

フランスの「高齢の政策」とその変容、1960年代から現在まで

1960年代から、高齢者福祉政策は、独立した高齢者、身体・精神障害を持つ高齢者、および高齢障害者を対象としたいくつかの政策で利用可能になっている。この政策は、自宅サポートとコスト削減に焦点を当てた論理によって長期的に主宰された。これは、援助の負担を地域社会の連帯以外の人々に移すことになった。

Session 2. 11h30 – 13h30 (France) / 18時30分～20時30分 (日本)

- **NAGASE Osamu 長瀬修** 立命館大学生存学研究所特別招聘研究教授

障害者権利条約を通じた日本の障害者政策の転換の課題：社会権から自由権へ

日本は2007年3月に署名開放された障害者権利条約（以下、条約）に同年9月に署名した。日本の批准は2014年1月であり、国内措置に6年3か月以上を要した。3年弱だったフランスの2倍以上というこの長い年月は、条約に基づく政策変更を伴わない批准に反対する障害者運動がもたらしたものだ。そして条約の実施に積極的だった左派政権が2009年に誕生したことで、障害者差別を禁止する法律への道筋が築かれた。障害者差別解消法という法律の名称に日本の歴史上初めて、「差別」という言葉を含み、合理的配慮を義務付ける新たな法律が成立したのは、右派政権が復活してからだったが、この法律の成立は、社会権に重点を置いてきた日本の障害者政策に、自由権の要素を盛り込む重要な一步となった。

参考文献

- 池原毅和、2020、『日本の障害差別禁止法制 条約から条例まで』信山社
- 川島聡、飯野百合子、西倉美季、星加良司、2016、『合理的配慮 -- 対話を開く, 対話が拓く』有斐閣
- 長瀬修・川島聡、2018『障害者権利条約の実施－批准後の日本の課題』信山社
- 長瀬修、2011「障害者制度改革の取り組み」松井彰彦他編『障害を問い直す』、東洋経済新報社、131-163
- 長瀬修、2018、「合理的配慮一起源、展開、射程」『障害学研究』第13号、96-109

・ TAKAHASHI Ryoko 高橋涼子 金沢大学人間社会研究域人間科学系教授

対立と協調：日本における障害者政策と障害のある人々の政策参加プロセス

1960～70年代、西欧諸国が大規模な施設や精神病院への収容から地域生活支援へ、と障害者政策を転換したのとは逆に、日本は施設や病院の建設を推進した。その後1990年代から、日本も地域生活支援へと政策転換したが、家族による私的ケアや施設に依存する福祉システムが続いている。障害のある人々の当事者団体（Disabled people's organization、DPO）やアドボカシー活動は、政府の障害者政策と対立したり協調したりしながら発展してきたが、障害者政策に参加するフォーマルな仕組みが日本で形成されたのは2010年代であり、西欧諸国と比較して遅い。この報告では、日本における障害者政策にDPOが参加する制度的枠組みの発展について、家族（団体）や専門家との関係、経済情勢や政権交代といった政治・経済的条件、ノーマライゼーション思想の伝播や障害者権利条約の批准といった国際的条件などの諸側面から検討する。

参考文献

- 勝又幸子 2008「国際比較からみた日本の障害者政策の位置づけ」『季刊・社会保障研究』Vol. 44 No. 2; 138-149
- 中西正司・上野千鶴子 2003『当事者主権』岩波書店（岩波新書）
- 曾根直樹 2017「入所施設政策の変遷と現状」『季刊福祉労働』155; 8-22
- TAKAHASHI, Ryoko, 2017, Comparative Study on Successful Advocacy Work to Develop the Participation of Disabled People. *Bulletin of the Faculty of Human Sciences, Kanazawa University*. 8-9; 30-43
- TAKAHASHI, Ryoko, 2019, Finding a Political Voice: Comparative Study on the Participation of Disabled People in the Welfare Policymaking of Asian Countries. *Bulletin of the Faculty of Human Sciences, Kanazawa University*. 11; 53-72

3月12日(土)

特殊教育からインクルーシブ教育へ

Session 1. 16時～18時(日本)

・ **Philippe MAZERAU** フィリップ・マゼロー カーン大学社会学教授

政治的、分類的、制度的区分の間に位置する通常教育と特殊教育

本発表では、社会に「異常」と見なされた子供を対象とする教育設置を取り上げ、歴史に医学・司法・教育機関の間で特殊・通常教育の役割に関する学術・政治的な議論を引き起こした「異常」に対する多様な考え方を論ずる。

1909年から2013年にわたる法律の変化を分析し、その歴史の相続人と人物である介護・教育の職員が関わった政治的・経済的・社会的な問題の連続した組み換えを指摘する。

・ **KISHI Hiromi** 岸博実 日本盲教育史研究会事務局長

日本盲教育の近・現代史を通して現局面と課題を考える

日本の前近代的な盲教育は、1683年頃の江戸で、鍼治療の方法を教える「鍼治講習所」として始まった。琴や三味線などの演奏法を教える社会的な仕組も存在した。近代に入ると1878年に京都、1880年に東京で近代的な盲教育が開始された。パリ訓盲院などの成果に学びつつ、日本特有の文字を凸字で教え、伝統的な職業教育も展開した。1890年にルイ・ブライユの6点点字を日本語用に翻案した。当初、京都でも東京でも、学校と聾学校の二つをそれぞれ独立した機関として構想したが、国民の理解や国家の財政に制約されて、盲・聾並置型の学校形体が便宜的な措置として全国に広がった。しかし、現場の教師たちは「盲・聾分離」を主張し、1906年以降、国に対してその実現や盲・聾教育の義務制度化を求めた。その願いが法的に叶ったのは1947年であった。戦後、特殊教育制度の下、盲乳幼自の受け入れ、弱視教育の充実、視覚重複障害児教育の着手、高等教育機関への進学などを実現してきた。2007年から特別支援教育制度への本格的な移行が図られ、今日に至る。盲学校は、児童・生徒数の減、重複障害児の比率増、伝統的な職種への圧迫、インクルーシブ教育への対応など、新しい局面と課題に直面している。

参考文献

- 盲教育史研究序説 加藤康昭(かとう やすあき) 1972年
- 視覚障害教育百年のあゆみ 東京教育大学教育学部雑司ヶ谷分校 1976年
- 京都府盲聾教育百年史 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会 1978年

- 日本障害児教育史【戦前編】 中村満紀男（なかむら まきお）編著
2018年
- 盲教育史の手ざわり 「人間の尊厳」を求めて 岸博実 2020年

・ **Etienne DOUAT エティエンヌ・ドゥア** ポアティエ大学社会学准教授

資源、伝達、学習の場としての特殊学校 ? パリ盲学校における生徒の社会化に関する調査に基づいて

本発表では、パリの国立視覚障害者研究所で実施された調査の結果を報告する。そこで教育を受けた学生の軌跡を分析すると、特別学校は学生等を「通常環境」での競争の厳しい影響から保護することがわかる。それに、卒業後の就職に向けた貴重なリソースを取得する場所であると表れる。

Session 2. 18時30分～20時30分 (日本)

・ **TSUTSUMI Hidetoshi 堤英俊** 都留文科大学教育学教授

日本における知的障害教育の構造と機能 –グレーゾーンの子どもの進路選択の過程を手がかりに–

日本の知的障害教育は、通常教育の外側において、「場の分離」と「知的障害者扱い」を前提としながら展開されてきた。国連の障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備過程（日本の場合には2014年1月に批准）においても、その制度枠組みは改変されることなく、知的障害教育の場は「特殊な教育」として現在も順次稼働中である。また、日本では、近年、発達障害や軽度・境界域の知的障害といったグレーゾーンの子どもたちの通常教育の場から知的障害教育の場への横断が増加している状況が見られる。そこで、本発表では、学齢期のある時期に、図らずも、通常教育の場から知的障害教育の場へと身を移すことになったグレーゾーンの子ども2名の進路選択の過程を手がかりにしながら、日本における知的障害教育の構造と機能について検討することを主要な目的とする。

参考文献

- Daniels, H., & Garner, P. (Eds.). (2006) Inclusive education: World yearbook of education 1999. London: Kogan Page.
- Gabel, S. L. (Eds.). (2005) Disability studies in education: Readings in theory and method. New York: Peter Lang Pub Inc.

- 森博俊(2014)『知的障害教育論序説』群青社.
- 恒吉僚子(2008)『子どもたちの三つの「危機」－国際比較から見る日本の模索－』勁草書房.
- 堤英俊(2019)『知的障害教育の場とグレーゾーンの子どもたち－インクルーシブ社会への教育学』東京大学出版会.

▪ **Godefroy LANSADE** ゴッドフルワ・ランサド モンペリエ第3大学人類学准教授

「作動中」のインクルージョンー 特別支援学級のエスノグラフィー

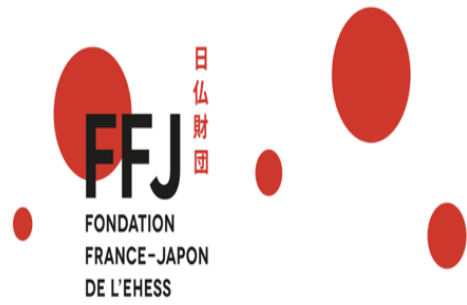
本発表は職業高校の特別支援学級（知的障害）に関する民族誌的フィールド調査の結果を述べることを目的とする。その学級を中心に、学生と指導員の視点に基づいて、学生の経験と「作動中」のインクルージョンに光を当てる。

◆ 実行委員会

- **Isabelle VILLE** | **イザベル・ヴィール** 社会科学高等学院社会学教授
- **Anne-Lise MITHOUT** **アン=リズ・ミトゥ** |パリ大学日本学科准教授
- **Ivanka GUILLAUME** |**イヴァンカ・ギヨーム** 博士課程 フランス国立東洋言語文化大学

◆ 支援者と協力者





**Maison
franco-japonaise**
Institut français
de recherche sur le Japon

障害学会

Japan Society for Disability Studies



**立命館大学
生存学研究所**